

変更概要

※_____は、変更箇所を示す。

名称				市谷本村町・加賀町地区地区計画										
事項				旧					新					摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	市谷本村町地区	市谷加賀町地区			市谷本村町地区	市谷加賀町地区					
					A地区	B地区	C地区		A地区	B地区	C地区			
		建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号から第8号の一に該当する営業の用に供する建築物。</p> <p>2 (略)</p>				<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号から第5号の一に該当する営業の用に供する建築物。</p> <p>2 (略)</p>				<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う変更</p>		